

奈良県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十一条第一項の規定により、指定施術者から次のとおり指定を辞退する旨の届出があつた。

令和元年六月十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	辞退年月日
川村 倬廣	あおぞら接骨院 大和郡山市丹後庄町三 三九―三	平成三十一年三月三十一日